

原子力災害を想定した横須賀市の防災計画（市民の立場から）

日特建設顧問 フェロ - 中村 眞

各地方公共団体は、災害対策基本法に基づき、防災会議を組織し、地域防災計画を作成、公表している。また、地方公共団体は原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策のために必要な措置を講じて、災害対策基本法に定める防災の責務を全うしなければならないとされており、原子力施設と米軍の原子力艦船問題を抱える横須賀市でもそれを実行しつつある。この地域防災計画を、発表者の所属会社の業務とは関係なく、市内在住の土木技術者の立場で検討し、主として避難計画の面で、災害対策の具体化に向けて多少の意見を述べるのがこの発表の目的である。

一 地域概況

横須賀市は三浦半島の中央に位置し、東西で東京湾と相模湾に面し、標高は高くないが急峻な山地（第三紀三浦層群泥岩が主）が多く、埋立地を含む低平な海浜部に市街地と住宅地が集中している。関東大震災ではがけ崩れにより多数の死傷者を出した記録がある。市の人口は約42万人、市から北へ横浜・逗子方面とを結ぶ公共交通施設としては、国道16号・有料道路横浜横須賀道路・JR横須賀線・京浜急行電鉄（総て東京湾側）と国道134号（相模湾側）がある。京浜地区への通勤、通学者が多い。

二 横須賀市地域防災計画

当市の地域防災計画は、地震災害、風水害事故等、原子力災害の3種の対策から成る。地震災害は、三浦半島断層群に係る直下型地震を想定し、風水害は総雨量400mm程度の大型台風を、事故災害は災害救助法適用規模を想定している。原子力災害は市内にある民間核燃料加工施設と2008年に横須賀港に配備される米海軍の原子力艦船を対象としている。

避難計画

避難計画としては、基本的には地震が発生して火災による二次災害が発生することを想定して次のように定めている。

- 1 一時避難地、、、各地域で指定した学校校庭・公園等に危険回避のため一時避難する。
- 2 応急避難所、、、家屋倒壊や火災延焼で住家を失った被災者の救護施設。（市内112箇所）
- 3 広域避難地、、、地震時に発生する火災から避難する場所。（学校グラウンド、公園等52箇所）

災害発生時には一時避難地に住民が集合し、各自治会リ・ダ・の先導で応急避難所、または広域避難地に避難することを市は期待し、指導している。

三 考察

1 地震・風水害事故等災害時の避難計画

- 1) 横須賀市は広域避難地の多くを海岸に指定せざるを得ず、地震時の複合災害（地震時の火災と津波等）への対処が問題となる。
- 2) 応急避難所も標高の低い場所の施設が数箇所あり、津波警報発令の場合には市民の誘導に課題が

キ・ワ・ド 防災会議、地域防災計画、応急避難所、広域避難地、原子力災害

連絡先 〒238-0014 神奈川県横須賀市三春5-6 電話046-822-1943

残る。例えば国道16号でも海拔2m程度の地点があるし、市道も避難所周辺に津波に対して危険な箇所がある。平時には認識し難いこれらの地点には標高表示等の対策が必要となる。

- 3) 町内自治会の活動に無関心な住民が多く、日中は市外からの来訪者も多いので、避難地への誘導と統制に配慮が必要である。もちろん、市民への啓蒙は市民自体の問題でもある。

2 原子力災害時の避難計画

防災計画の基本となる市防災会議の構成について、下記の提案をしたい。

- 1) 市防災会議には、災害対策基本法に指定される地方行政機関と公共機関の職員が委員として任命されているが、下記機関の職員を委員に追加任命することが望ましい。

イ、 国道16号・横浜横須賀道路・有料道路本町山中線をそれぞれ管理する国土交通省（横浜国道事務所）・東日本高速道路㈱（京浜管理事務所）・神奈川県道路公社各職員。

ロ、 東日本旅客鉄道（JR東日本）京浜急行電鉄㈱の列車運行管理を担当する職員。

理由） 国道16号・横浜横須賀道路・本町山中線・JR横須賀線・京浜急行線は何れも将来の原子力艦船停泊位置から約3km以内を通過しており、原子力災害時には交通規制、運行制限等が火急の問題となる。一方、大規模な原子力災害時の市町村域を越えた広域避難の可能性、必要性については神奈川県の「原子力艦に係る事故災害対策」にも想定されており、万一そのような事態になれば、上記公共交通機関の住民避難と緊急輸送に果すべき役割は大となる可能性がある。

イ） 道路について

上位の組織である県防災会議には国土交通省関東整備局（所在地 埼玉県）局長が委員に任命されているが、本市域の国道16号所掌の整備局職員（国道担当）は市防災会議委員に任命されていない。

東日本高速道路㈱は県・市の何れの防災会議にも参加していない。

緊急時の交通規制は警察の所掌であるが、平時からの電光掲示板や標識の整備、緊急時のための交通管理訓練、警察への現場での協力、料金所のスムーズな無料解放或いは閉鎖等の計画、実践のためには道路管理者の市防災会議への参加が有効と考えられる。

ロ） 鉄道について

市の現在の計画では、原子力災害で市域外に避難することと、列車を利用する広域避難は検討されていないが、鉄道会社の立場になれば、避難勧告が出た際にその時輸送中の乗客と自社職員の安全確保も含めて、対応が大きな問題となる。

JR横須賀駅長と京浜急行横須賀中央駅長が市防災委員に任命されているが、両社に真剣で具体的な被災対応と避難等の対策を求めるためには、主要駅での乗客対策だけでなく、列車運行計画をも担当する部署職員の市防災会議への出席を促すべきと考えられる。

鉄道、有料道路等を運営する指定公共機関は防災業務計画を自ら作成し、公表する義務がある（災害対策基本法）こと、京浜急行は県防災会議委員に任命されていないこと、また同社は市の原子力災害対策計画改定案に指定公共機関としてリストアップされていないことを考えると、同社を含む公共機関の市防災会議での活動は、各機関自体にとって有意義なことであると思われる。

以上